

生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2において準用する同法第49条の2の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

事業所の名称		みきゃん介護サービス													
事業所の所在地		〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2													
連絡先	電話番号	089-941-2111				FAX番号	089-921-8004								
	氏名(名称)	社会福祉法人みきゃん				生年月日									
開設者	住所(所在地)	松山市一番町四丁目4番地2													
	氏名	愛媛 健二				生年月日	昭和34年5月6日								
管理者	住所	松山市二番町四丁目7-2													
	医療機関コード等														
施設又は実施する事業の種類		事業開始(予定)年月日	生保既指定の年月日	介護保険法の指定を受けている事業等指定年月日								介護保険事業者番号			
居宅介護	訪問介護			H23. 4. 1	H23. 4. 1	3	8	2	1	1	1	1	1	1	1
	訪問入浴介護														
	訪問看護														
	訪問リハビリテーション														
	居宅療養管理指導														
	通所介護	<input checked="" type="checkbox"/>	H24. 4. 1		H24. 4. 1	3	8	1	2	2	2	2	2	2	2
	通所リハビリテーション														
	短期入所生活介護														
	短期入所療養介護														
	特定施設入居者生活介護														
	福祉用具貸与														
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護														
	夜間対応型訪問介護														
	認知症対応型通所介護														
	小規模多機能型居宅介護														
認知症対応型共同生活介護															
地域密着型特定施設入居者生活介護															
地域密着型通所介護															
看護小規模多機能型居宅介護															
特定福祉用具販売															
居宅介護支援事業															
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設														
	介護老人福祉施設														
	介護老人保健施設														
	介護療養型医療施設														
介護予防	介護予防訪問入浴介護			H23. 4. 1	H23. 4. 1	3	8	2	1	1	1	1	1	1	
	介護予防訪問看護														
	介護予防訪問リハビリテーション														
	介護予防居宅療養管理指導	<input checked="" type="checkbox"/>	H24. 4. 1		H24. 4. 1	3	8	1	2	2	2	2	2	2	
	介護予防通所リハビリテーション														
	介護予防短期入所生活介護														
	介護予防短期入所療養介護														
	介護予防特定施設入居者生活介護														
	介護予防福祉用具貸与														
	介護予防認知症対応型通所介護														
介護予防小規模多機能型居宅介護															
介護予防認知症対応型共同生活介護															
特定介護予防福祉用具販売															
介護予防支援事業															
職員配置の状況・利用定員等・サービス費用基準額以外に必要な利用料の額				別紙に記載のこと											
生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約				<input type="checkbox"/> (誓約する場合、✓を記載)											

年 月 日
愛媛県知事

様

年月日の表記は元号表記でも西暦表記いづれでも結構です。

住所
申請者
氏名

注意事項

1. この書類は、生活保護法第54条の2第2項に基づき指定を受けたとみなされる介護機関においては、提出の必要はありません。
2. この書類は、所在地若しくは住所地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
3. 貴機関が指定された場合には、愛媛県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
4. 「生活保護法」において指定された場合には、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」においても指定されたものとみなします。

記載要領

1. 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が申請する場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防支援事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
2. 「事業所の名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可又は指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
3. 「開設者氏名」は、介護保険法等の規定に基づき配置した開設者の氏名を記載してください。開設者が法人の場合は法人の名称及び所在地を記載してください（この場合、生年月日の記載は不要です）。
4. 「管理者」は、介護保険法等の規定に基づき配置した管理者の氏名等を記載してください。
5. 保健医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
6. 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業について、該当する欄にすべて「○」印を記載してください。なお、介護老人福祉施設については、「みなし」と記載してください。
7. 「生保既指定年月日」欄は、すでに生活保護法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。

なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号）号附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
8. 「介護保険法の指定を受けている事業等」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険者事業者番号を記載してください。申請中の場合は、「指定年月日」欄に「申請中」と記載してください。なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号）号規定に基づき指定があったとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
9. 「職員配置の状況」欄は、各事業等ごとに、職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。ただし、介護老人福祉施設については、職種別の区分はありません。
10. 「利用定員等」欄は、入院、入所（利用）定員を定めている場合に、各事業等ごとに、申請時における数を記載してください。
11. 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入所者生活介護に限り、事業ごとに、定めている利用料すべてについて、特に入居に係る利用料とそれ以外が明確に区分されるように記載してください。
12. 申請者（開設者）が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。
13. 「生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約」の欄は、指定欠格事由に該当しない場合、□にチェックを入れてください。

(別紙)

実施する事業等の種類	職員配置の状況	配置の状況				利用定員等	サービス費用基準額以外に必要な利用料の額
		常勤専従	非常勤専従	兼務	非常勤兼務		
訪問介護	訪問介護員等					—	
訪問入浴介護	看護職員					—	
訪問看護	看護職員					—	
訪問リハビリテーション	理学・作業療法士					—	
居宅療養管理指導	医師					—	
	歯科医師						
	薬剤師						
	歯科衛生士						
通所介護	管理栄養士						
	生活相談員						
	看護職員						
通所リハビリテーション	介護職員						
	機能訓練指導員						
	医師						
	理学・作業療法士						
短期入所生活介護	看護職員						
	介護職員						
	支援相談員						
	医師						
	生活相談員						
	栄養士						
短期入所療養介護	機能訓練指導員						
	その他						
	医師						
	薬剤師						
	看護職員						
	介護職員						
特定施設入居者生活介護	支援相談員						
	理学・作業療法士						
	栄養士						
	精神保健福祉士等						
福祉用具貸与	生活相談員					—	
	看護職員						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員						
	作成担当者						
	オペレーター						
	言語聴覚士						
夜間対応型訪問介護	訪問介護員等						
	面接相談員						
認知症対応型通所介護	生活相談員						
	看護職員						
	介護職員						
小規模多機能型居宅介護	機能訓練指導員						
	介護従業者						
	介護支援専門員						
	介護従事者						
認知症対応型共同生活介護	計画作成担当者						
	生活相談員						
	看護職員						
	介護職員						
地域密着型特定施設入居者生活介護	機能訓練指導員						
	介護支援専門員						
	介護従業者						
	介護支援専門員						
地域密着型通所介護	看護職員						
	理学・作業療法士						
	介護従業者						
	介護支援専門員						
看護小規模多機能型居宅介護	看護職員						
	理学・作業療法士						
	介護従業者						
特定福祉用具販売	専門相談員					—	
居宅介護支援事業	介護支援専門員					—	

(別紙)

実施する事業等の種類		職 員 配 置 の 状 況	配 置 の 状 況			利用定員等	サービス費用基準額以外に必要な利用料の額
			常 勤 専 従	非 常 勤 専 従	兼 務 専 従		
施設 介護	地域密着型 介護老人福祉施設	医 師					
		生 活 相 談 員					
		看 護 職 員					
		介 護 職 員					
		栄 養 士					
		機 能 訓 練 指 導 員					
	介護老人福祉施設	介 護 支 援 専 門 員					
		医 師					
		生 活 相 談 員					
		看 護 職 員					
		介 護 職 員					
		栄 養 士					
介護老人保健施設	機 能 訓 練 指 導 員						
	介 護 支 援 専 門 員						
	医 師						
	薬 剤 師						
	看 護 職 員						
	介 護 職 員						
介護療養型医療施設	支 援 相 談 員						
	理 学 ・ 作 業 療 法 士						
	栄 養 士						
	介 護 支 援 専 門 員 等						
	医 師						
	薬 剤 師						
	栄 養 士						
	看 護 職 員						
介 護 職 員							
理 学 ・ 作 業 療 法 士							
精 神 保 健 福 祉 士							
介 護 支 援 専 門 員 等							

(別紙)

実施する事業等の種類	職員配置の状況						利用定員等	サービス費用基準額以外に必要な利用料の額
	職種	常勤	非常勤	専従	兼務	専従兼務		
介護予防訪問入浴介護	看護職員						—	
	介護職員							
介護予防訪問看護	看護職員						—	
	理学・作業療法士							
介護予防訪問リハビリテーション	理学・作業療法士						—	
	医師							
介護予防 居宅療養管理指導	歯科医師						—	
	薬剤師							
	歯科衛生士							
	管理栄養士							
介護予防通所 リハビリテーション	医師							
	理学・作業療法士							
	看護職員							
	介護職員							
介護予防 短期入所生活介護	支援相談員							
	医師							
	生活相談員							
	看護職員							
	介護職員							
	栄養士							
	機能訓練指導員							
その他								
介護予防 短期入所療養介護	医師							
	薬剤師							
	看護職員							
	介護職員							
	支援相談員							
	理学・作業療法士							
介護予防特定施設 入居者生活介護	栄養士							
	精神保健福祉士等							
	生活相談員							
	看護職員							
介護予防福祉用具貸与	介護職員						—	
	作成担当者							
介護予防認知症 対応型通所介護	生活相談員							
	看護職員							
	介護職員							
介護予防小規模 多機能型居宅介護	機能訓練指導員							
	介護従事者							
介護予防認知症対応 共同生活介護	介護支援専門員							
	介護従事者							
特定介護予防福祉用具販売	計画作成者							
介護予防支援事業	専門相談員						—	
	主任介護支援専門員							
	保健師						—	
	介護支援専門員							